

なかとんべつライドシェア（相乗り）実証実験に関するQ & A（その1）

Q. 料金体系はどのようになっているのですか？

- 平成 18 年の国土交通省の通達（※）にもとづき、「当該運送行為が行われない場合には発生しないことが明らかな費用」（ガソリン代）、そしてプラットフォームの維持に必要な費用を利用者から收受することとしました。
- このことを踏まえ、料金体系は次のとおり設定しました。
 - ・システム利用料 100 円（ドライバーは不受領）
 - ・燃料費：以下を合計（ドライバーが受領）
 - 暖気・迎車分 1 配車あたり固定 30 円
 - 実車分 1km あたり 17.53 円
 - 回送（帰路）分 実車分と同額
 - 停車時 1 分あたり 4.2 円
 - ・決済・会計事務手数料：上記合計額の 20%（ドライバーは不受領）
- 「暖気・迎車分」の費用は、ボランティア・ドライバーが配車リクエストに回答してから利用者をお迎えするまでの移動に要する費用であり、これまでの実績を踏まえて算出しています。
- 「燃料費」は、ボランティア・ドライバーが使用する車両の実効燃費をもとに、ドライバーごとのライドシェアで実車走行した距離を反映させて算出しています。
- 「回送（帰路）分」の費用は、利用者をお送りしたあとにボランティア・ドライバーが自宅や会社など、普段待機している場所へ戻るための費用であり、これまでの実績を踏まえて、実車での走行距離分と同額をいただくこととしています。
- 「停車時」の費用は、乗車中に車両が停止する状態（信号待ち、買い物や病院などの利用で待機する時間など）でのアイドル時に消費する燃費となります。
- 以上については、全 6 回にわたるシェアリング研究協議会での議論、町民フォーラム（3/24）等を通じて決定しました。なお、これらの費用については、今後も継続的に情報収集をしながら、必要に応じて見直しを検討します。

（※）「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」（平成 18 年 9 月 29 日国土交通省自動車局旅客課長事務連絡）

Q. 白タク行為にあたらないのでしょうか？

- 今回の取組においてドライバーは実費（ガソリン代）のみを収受するものであり、白タク行為にあたるものではありません。このことについては、シェアリング研究協議会での議論をはじめ関係機関とも情報共有を行いながら進めています。